#### 京都市会海外行政調査報告DVD作製業務仕様書

#### 1 委託業務の名称

京都市会海外行政調查報告DVD作製業務

## 2 委託業務の目的

市会を代表する調査団による海外行政調査の内容が、より市民にわかりやすく伝わるよう、調査内容を網羅した文書中心の報告書を補完するものとして、調査概要をコンパクトに映像としてまとめ、これを広く市民に発信することで、市会及び市会議員の活動に対する市民の理解をより一層深め、「見える市会」「伝わる市会」の更なる推進を図る。

## 3 委託業務の内容

## (1) 作製物

ア 京都市会海外行政調査報告DVD50枚(収録時間10分程度,各ラベル面にタイトル 等要表示,パッケージ入り)

イ データを wmv 形式 (Windows Media Player (Ver.10 以上) で閲覧可能な状態) 及び MP4形式で記録したDVD-R。その際, 次の点に注意すること。

- 容量は全体で最大200MBにすること。
- ・ 全体を複数で分割し、1つのデータが50MB を超えないこと。分割の際は、構成項目ごとを基本とし、項目の途中から始まらないようにすること。
- ・ DVD-Rには、全体版及び分割版の両方のデータを収録すること。
- ウ シナリオを記載した書面1部

## (2) 構成内容

ア 動画・写真・イラスト・アニメーション等を用いて、興味を引く親しみやすい作りとする。

イ 作製に際しては、次の構成項目及び内容の例に基づき作製することとする。

項目	内 容
調査実施までの流れ(1分)	実施決定までの流れ
	(計画書提出→審査会→市会運営委員会→本会議)
調査の目的(1分)	調査テーマ、調査都市の選定理由
調査の内容(4分)	行程,参加者,調査先,調査項目,調査の様子
調査報告会(1分)	平成 30 年 2 月開催予定の調査報告会の様子
団員コメント (3分)	団員全員(11名)から調査所感のインタビュー

- ※ 時間配分は目安
- ※ 内容の詳細は別紙参照

# (3) 作製手順

- ア 受託者は、市会事務局が提供する動画・画像データ及び調査内容の詳細資料等を基に、 市会事務局と構成内容について協議を行う。
- イ 受託者は、アの協議に基づき、シナリオ案を作成し、市会事務局へ提出する。
- ウ 市会事務局は、提案されたシナリオ案を校正し、シナリオを確定する。
- エ 受託者は、シナリオに基づき市会事務局と十分な協議を行いながら収録・編集作業を行う。
- (4) 納品時期

平成30年3月30日

- (5) 留意事項
  - ア 京都市会マスコットキャラクター(またきち・マタリーヌ)を活用すること。
  - イレポーター、カメラ等の手配は全て受託者が行うこと。
  - ウ 団員コメントの撮影日(1日間)については、別途調整する。

# 3 委託金額の上限

金770、000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

## 4 その他

- (1) 市会事務局との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 進捗状況についても市会事務局と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は京都市会に帰属する。また、すべての著作権(著作権 法第27条及び28条に規定する権利を含む)、その他一切の権利についても京都市会に帰属 する。
- (4) 第三者の著作物の映像等を利用する場合,利用に関する許諾等の必要な手続は,受託者が行うこと。
- (5) 取材,撮影等で,謝礼,交通費等の諸経費が発生した場合には,受託者の負担とする。
- (6) 映像,写真等の借用に要する費用は受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、個人情報の取扱いに当たっては、京都市個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないようにすること。
- (8) 本業務の実施に際しては、市会事務局と受託者との相談によって業務内容の変更を行う可能性がある。
- (9) 納品後に瑕疵が発覚した場合,委託期間が経過していたとしても,その瑕疵に対して適切に対処すること。
- (10) 本仕様の規定に関する疑義又は本仕様に定めのない事項が生じた場合は、市会事務局と協議し、その指示に従うこと。

#### DVD内容の詳細(予定)

#### 1 調査実施までの流れ

調査が実施されるまでの手続について説明する。

「京都市会海外行政調査実施要領」及び「京都市会海外行政調査審査会の組織及び運 営に関する要領」を策定し、調査の実施が決定するまでの過程の透明化を図っています。

調査計画書の提出 ・・・調査の必要性から議員が調査計画書を作成し、議長宛て に提出します。 審査会で承認 ・・・海外行政調査審査会を開催し、調査を実施する必要性に ついて審査を行います。 市会運営委員会で了承・・・審査会の承認を受けて、議長が調査の実施について市会 運営委員会に諮問します。 ・・・市会運営委員会での了承を受けて、本会議で議員の派遣 市会本会議で可決 について議決します。

(このほか、調査団会議や調査項目に係る勉強会を複数回開催する)

- <提供資料> ・ 「京都市会海外行政調査実施要領」
  - 「京都市会海外行政調査審査会の組織及び運営に関する要領」
  - 審査会の概要
  - ・ 事前勉強会の概要(写真データあり)

## 2 調査の目的

調査テーマや調査先(フィンランド・エストニア)を選定した理由について説明する。

- <提供資料> ・ 調査計画書
  - 選定理由

## 3 調査の内容

調査の概要について説明し、実際の調査の様子を紹介する。

- <提供資料> ・ 調査の概要(行程表、参加者名簿、調査先、調査項目)
  - ・ 視察先で撮影した動画・写真データ

#### 4 調査報告会

平成30年2月開催予定の調査報告会の様子を紹介するとともに、調査の成果を踏まえてとり まとめた市政への提言について説明する。

<提供資料> ・ 報告会配布資料

- ・ 市政への提言書
- ・ 報告会で撮影した写真データ

# 5 団員コメント

団員全員 11 名の調査所感(一人当たり 15~20 秒程度のコメント)を収録する。

※ 撮影は受託業者が行う(撮影日:1日間)。